

平成 2 4 年川西町議会

第 4 回定例会会議録

開会 平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日

閉会 平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日

平成 2 4 年川西町議会
第 4 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日

平成24年川西町議会第4回定例会会議録（開 会）

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| 招集年月日 | 平成24年12月10日 | |
| 招集の場所 | 川西町役場議場 | |
| 開 会 | 平成24年12月10日 午前10時 宣告 | |
| 出席議員 | 1番 勝島 健 2番 堀 格 3番 伊藤彰夫 4番 石田三郎 5番 今村榮一 6番 松本史郎 7番 寺澤秀和 8番 森本修司 9番 杉井成行 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正 | |
| 欠席議員 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 上田直朗 教育長 山嶋健司 総務部長 森田政美 産業建設部長 松本雅司 教育次長 栗原 進 財政課長 西村俊哉 | 副町長 松本ひろ子 理事 坂口 歩 福祉部長 下間章兆 会計管理者 寺澤伸和 水道部長心得 福本哲也 |
| | 監査委員 木村 衛 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 高間隆弘 モニター係 増井 肇 | |
| 本日の会議に付した事件 | 別紙議事日程に同じ | |
| 会議録署名 | 議長は会議録署名議員に次の2人を指名した | |
| 議員の氏名 | 9番 杉井成行 議員 | 10番 中嶋正澄 議員 |

川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成24年12月10日（月）午前10時00分開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 |
|-----|--------|--|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | 報告第9号 | 諸報告 定期監査報告について |
| 第4 | | 一般質問 |
| 第5 | 承認第10号 | 平成24年度川西町一般会計補正予算の専決処分について |
| 第6 | 議案第49号 | 平成24年度川西町一般会計補正予算について |
| 第7 | 議案第50号 | 平成24年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 第8 | 議案第51号 | 平成24年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について |
| 第9 | 議案第52号 | 平成24年度川西町水道事業会計補正予算について |
| 第10 | 議案第53号 | 川西町表彰条例の一部改正について |
| 第11 | 議案第54号 | 川西町都市公園条例の一部改正について |
| 第12 | 議案第55号 | 川西町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について |
| 第13 | 議案第56号 | 財産の処分について |
| 第14 | 議案第57号 | 川西町道路線の認定について |
| 第15 | 議案第58号 | 山辺広域行政事務組合規約の変更について |
| 第16 | 議案第59号 | 山辺広域行政事務組合の財産処分について |
| 第17 | 発議第2号 | 川西町議会委員会条例の一部改正について |
| 第18 | 発議第3号 | 川西町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について |

(午前10時00分 開会)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成24年川西町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長(上田直朗君) おはようございます。

本日、川西町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、年末の何かとお忙しい中、早朝より御参集いただきまして、大変御苦勞さんでございます。

議員各位には、平素から川西町の町政の進展に御尽力をいただいております。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日提案いたします議案は、専決処分いたしました予算の承認案件1件、予算の調整を行います各会計の補正予算4件と、条例の改正及び制定案件が3件ございます。そして、道路の認定案1件と財産処分案件1件、山辺広域行政事務組合の規約の変更と財産処分で2件ございます。大変多くの議案がございますけれども、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長(森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番 杉井成行君及び10番 中嶋正澄君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より14日までの5日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より14日までの5日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

町長報告として、報告第9号、平成24年9月から11月期までの例月出納検査の結果を、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員(木村 衛君) 平成24年9月から11月期に行いました例月監査の結果を御報告申し上げます。

大植監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成24年度の川西町一般会計並びに特別会計及び水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受

け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについて、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（森本修司君） 監査報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

3番 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） おはようございます。それでは、議長の許可を得ましたので、町長に質問いたします。

さきに通告してありますように、川西町行財政改革の課題と今後の方針についてであります。

本町の平成23年度の決算を見ますと、実質収支は7,123万円の黒字で、經常収支比率は86.9%と、全国平均の89.2%を下回っています。また、実質公債費比率は16.1%、将来負担比率は5.5%と、これまでで最も小さい値になっています。11月の広報「川西」においても、本町の財政は改善傾向にあり、一つには行財政改革の取り組みが実を結んだものであると評価していました。私も同様に考えております。

7年前を振り返りますと、平成17年4月、本町の財政は基金も底をつきかけ、極めて厳しい状況にあったことから、財政非常事態宣言が発せられました。これを受け、行財政改革実施計画として、平成17年度から21年度までの集中改革プランが策定され、町当局が一丸となって取り組まれました。主なものとしましては、人員削減、税などの徴収率の向上、事務の効率化、各種補助金の見直し、上下水道の料金の改定などがあり、川西町行財政改革推進本部の管理のもと、大きな成果を上げてきたことは評価に値します。

しかし、これから先のことを考えますと、安心してはおられません。高齢社会の進行により税収の減少が心配され、一方では医療費や福祉などの経費の増大が見込まれています。また、学校建設や駅前整備、さらには川西町第2次総合計画による安心・安全でうるおいのあるまちづくりを進めていくには、さまざまな課題があります。本町は、今後も健全で持続可能な財政運営を維持していかなければなりません。そのためには、気を緩めることなく、引き続き財政改革に取り組んでいく必要があると考えますが、町長は今後の町財政をどのようにお考えなのかをまずお尋ねいたします。

次に、さきの集中改革プランでは、4本の柱として、事務事業の見直し、執行体制の整備、効率的な事務運営、開かれた町政の推進があり、これらに基づき具体的な施策が進められてきました。その中で私が注目した施策が3つあります。それらについて質問いたします。

まず1つ目は、事業効果の評価システムの導入についてです。

計画、実施、検証、見直し、この4つを繰り返して事業効果を上げていく、いわゆるPDCAサイクルの導入です。各課が作成する行財政改革実施計画を評価す

るシステムです。これは、事業効果の検証によって問題点や課題を見つけ出し、それを改善して事業効果を高めていく最良の方法でしょう。今後も本町の重要事業に対して事業効果の評価システムを継続して実施していく必要があるのではないのでしょうか。

2つ目として、未納・滞納の整理についてであります。

歳入の確保として、町税、国民健康保険税、水道料金、町営住宅家賃の滞納整理があります。これまでも真摯に取り組んでこられ、本町の徴収率は奈良県下でも高いほうであると聞いています。今後も歳入の確保と公平性の観点から、継続すべき重点課題ではないのでしょうか。

3つ目として、適正な職員の定員管理についてであります。

集中改革プランにおいて10人の削減目標が達成され、事務の効率化が進められてきました。今後は増加する高齢者や子育て世代が安心して暮らせるまちにするには、町民のニーズに応じた適正な人員配置とともに、さらなるスキルアップが必要ではないのでしょうか。

以上のことについて、町長のお考えをお尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） まず、今後の町財政のことについてでございます。

町の財政につきましては、平成23年度決算を見ますと、経常収支比率は5.2ポイント改善をいたしました。この改善率は、奈良県でもトップのほうでございます。また、実質公債費比率や将来負担比率におきましても、大きく改善してまいりました。町の財政状況につきましては、とりあえず非常な事態はある程度脱したのではないかなというふうに判断しています。これも長年の行財政改革に理解と御協力をいただいた議員をはじめ住民皆様方のおかげと、感謝しているところでございます。

さて、議員御質問の今後の財政状況でございますが、町財政を支える税収につきましては、就労層の人口の減少や経済の後退が見受けられ、税収の増加は期待できない状況でございます。また、もう1つの柱である地方交付税につきましても、現在衆議院総選挙が行われておりますけれども、政局の不安定な状況に加えて、算定の基礎となる人口が減少していることから、余り多くは見込めないというふうに思っております。

一方、歳出につきましても、高齢化による医療費や福祉関係経費の増加、そしてまた橋梁や町営住宅の長寿命化、補強等の施設や設備の補修に係る費用も見込んでいかなければならないというふうに思っております。

このようなことから、安定的な税収の確保のために企業の誘致を推進するとともに、結崎駅前の整備をはじめ、川西町に住みたいと思っただけのような事業、そうしたいわゆる人口の増につながる事業を、これまでと同様に財政状況を見きわめながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、事務事業評価でございます。

現在、事務事業評価につきましては、過去3カ年の予算と実績を比較して、事業

そのものを行う必要があるのかどうか、目指すべき目的にその事業が役立っているのかどうか、無駄なく効率的にその事業を執行しているのかどうか、そして、その目標が達成できて、さらに継続する必要があるかどうか、そういう観点から予算ヒアリングなどの場を通して事業を審査・評価しているところでございます。そして、「十分な成果が上がっている」「成果が上がっている部分が幾つかある」「十分な成果が上がっておらず、改善の余地が多い」「成果がなく、根本的な見直しが必要である」などのようないろいろな実情につきまして事業を判定し、今後の事業の方向性などを決めて、年度年度の予算に反映させているところでございます。

このように事務事業を評価していくことにつきましては、無駄のない効率的な行政事務を執行していく上での有効な判断基準の一つと認識いたしておりまして、今後はこの評価の精度を上げるように、さらに有効な評価システムを構築して努力してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、教育委員会部局につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条の規定に基づきまして、教育事務の管理及び執行の状況につきまして点検と評価を行っております。このことにつきましては、ホームページ上などでも公表しているところでございます。

次に、未納・滞納のことでございますけれども、各種の税・料の徴収につきましては、貴重な収入財源であるとともに、税負担の公平性の観点からも、滞納者につきましては根気強く納付指導を行っているところでございます。また、年4回開催しております、私をはじめ副町長、教育長、理事、各部長で構成する政策会議がございまして、その中でも毎回税や料の収納状況のチェックを行うとともに、問題点や課題の点検を行っているところでございます。今後も滞納を出さない、許さないという方針のもとに、収納事務の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

それから、次に、適正な職員の定員管理についてでございます。

職員の定数管理につきましては、平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間とする第2次定員適正化計画において、既に計画期間途中の平成20年度目標を早期達成いたしました。しかしながら、その後も定年退職者以外に勧奨退職や一般退職があったことから、現在は適正化計画職員数を下回っている状況でございます。さらに、国の地方主権一括法施行に伴う権限移譲事務の増加や住民の皆様の多様なニーズに対応していくためには、現在の職員数では厳しい状況となっております。そこで、昨年より毎年、今後の退職予定者の人数を上回らない範囲の中で新規採用の募集を実施するほか、職員の能力向上につながる人事評価制度を平成22年度より実施いたしております。現在はまだ試行の段階でございますけれども、評価者のレベルが標準化してきた段階で施行したいというふうに考えております。これにより、職員は日々目的意識を持って業務に携わることとなり、スキルの向上が図れると考えておるところでございます。いずれにいたしましても、効率的な事務の執行を図り、行政サービスが低下しないよう心がけていく所存でございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議 長（森本修司君） 伊藤彰夫君。

3 番議員（伊藤彰夫君） 町長のほうからるる答弁をいただきました。今後も行政の無駄を省き、町民に対するサービスを低下させないように、健全財政をしっかりと維持していかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、事業実施を適切に評価するとともに、町民のニーズに合った事業施策の効率的な展開が必要です。引き続き一般行政並びに教育委員会も含めまして、適正な事業評価を進めていただきたいと思います。

未納・滞納整理につきましても、引き続き重点課題としてしっかりと対応していただきたいと思います。

職員の定数管理につきましても、事業計画に合った管理を行って、行財政改革をこれからも推進していくことが重要と考えます。

以上、私の質問を終わります。

議 長（森本修司君） 2 番 堀格君。

2 番議員（堀 格君） 堀でございます。よろしくお願ひいたします。

2 点ばかりお伺いしたいと思います。

まず 1 点目でございますけれども、我々が住んでおりますこの奈良県におきまして、現在、消防の広域化の検討が進められております。もともとこの広域化は、消防力とそれぞれの応援体制の強化を狙って広域化を進めようとしたものであります。平成 28 年に消防・救急無線がデジタル化されることになりまして、大きな設備投資といえますか、設備負担を伴うこととなりました。この投資負担を広域化によりまして和らげるため、広域化の検討が加速されたように思われます。しかしながら、奈良県 39 市町村がまとまるには、それぞれの歴史や立地条件の違いなどがありまして、なかなかまとまりにくい状況もあるようであります。既に奈良市と生駒市の両市が離脱したと伺っております。

一方、このデジタル化の工事を考えますと、そう日程に余裕があるわけではありません。近くオフィシャルな組織を立ち上げて進めていく必要があります。当川西町は、消防・救急につきましては近隣市町村と山辺広域行政事務組合を設立して対応しておりますから、全県的な広域化につきましても、基本的には組合の動向に合わせていかねばならないと思いますが、そのあたりの町長のお考えと、広域化の現在の大きな進捗状況並びに今後の予定につきましてお尋ねしたいと思います。

もう 1 点であります。新教育長にお伺いしたいと思います。全国学力テストについてであります。

本年 4 月に、全国学力・学習状況調査が行われまして、川西小学校と式下中学校が参加したわけでありまして、また、今年度は、従来と異なりまして、国語、算数のほかに理科という科目が加わりました。このいわゆる学力テストは、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証するとともに、改善を図るとのことと、もう 1 つは、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てるとのこととあります。したがって、この目的に沿いまして、川西

小学校、式下中学校のそれぞれの調査結果を受けて、問題点や改善点など、両学校と教育委員会が一体となって分析・検討され、今後の取り組みに反映されようとしておられることと思います。そのあたりの取り組み状況につきまして報告していただければと思います。

また、山嶋新教育長におかれましては、教育長就任の御抱負につきましてもおわせて御披露いただければと思います。

以上2点でございます。よろしく申し上げます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） それでは、私のほうから、消防の広域化につきましてお答えしたいと思います。

消防の広域化につきましては、平成18年6月に消防の組織法の一部を改正する法律が施行されまして、その翌月の同年7月に市町村の消防の広域化に関する基本方針が国のほうから示されました。これに基づきまして、奈良県では平成21年4月に奈良市長を会長として奈良県消防広域化協議会が設立され、協議が進められてまいりましたけれども、内容としましては、遅々として協議が進んでいかなかったというところがございます。そして、平成24年の1月に奈良市と生駒市がこの協議会から脱会するということになりまして、奈良市と生駒市を除く残りの37市町村に11の消防本部があるわけがございますけれども、11の消防本部によって、今度は樫原市長を会長として、平成24年5月から広域化の協議の継続が決定され、協議が今進められているところでございます。その協議会の総会では、新しい消防本部と指令センターを樫原市の中和広域消防組合本部に置くということで合意いたしております。そして、今月の25日に予定しております第9回協議会の総会では、広域消防の運営計画が協議・決定される予定でございます。

今後のスケジュールといたしましては、来年の3月に新しい組合の規約が決められまして、6月に構成いたします各市町村の議会で議決をいただき、そして7月に協定書の調印を行って、9月に広域の新しい消防組合が発足するという予定でございます。また、消防本部のほうの統合のスケジュールでございますけれども、これは、25年に発足いたしますときに総務部門がまず統合いたします。そして、デジタル化工事をそれから進めていくわけでございますけれども、27年にデジタル化工事を完了して、28年に通信部門の統合を次にするというところでございます。そして、5年後の平成33年に現場部門を統合して、全体が一本化になっていくと、こういう順序で今予定を行っております。

本町といたしましては、広域化を行うことによって初動での消防力や応援体制の強化が見込めまして、現場への到着時間も短縮化でき、大規模災害にも対応できる、また、本部を統一化することによって、効率的な人員配置を行い、経費削減が期待でき、議員御指摘のようにデジタル化などの大規模な投資経費につきまして負担を緩和することができるかと考えております。そのようなことから、川西町といたしましても、消防の広域化につきましては推進すべきだというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（森本修司君） 山嶋教育長。

教育長（山嶋健司君） 御質問にあります全国学力テストについてでございますが、全国学力・学習状況調査につきましては、本年4月に文部科学省の指導のもと、小学6年生、中学3年生を対象に全国一斉に実施されまして、8月には文部科学省においてその分析がなされ、公表が行われたところです。この調査におきまして、学力については、知識、活用に関する問題の調査であり、学習状況については、学習の意欲、学習環境、生活の諸方面からの調査となっております。

そこで、本町においてのこの調査の分析結果についてでございますが、まず、小学校の学力については、全体としては県平均を若干下回っておるのですが、一部において上回っている項目もございます。前年調査からは、理科を除く4項目のうち3項目で4ポイントから13ポイント、平均解答率が向上しており、上昇の傾向にあります。中学校につきましては、6項目とも県・全国の平均値を下回っております。一部の正答率が5ポイント以上下回っている項目も見られるのが現状です。対前年度につきましては、23年度は震災により全国調査は実施されませんでしたので、ちょっと対比はできておりません。

学力に大きな影響を与えることとなる学習状況については、これは小学校、中学校ともに共通する内容ですが、家庭での学習時間が少ない、テレビゲーム、テレビに充てている時間が長い、これが睡眠時間にも影響を与えているなど、問題点が浮かび上がってきております。この結果を踏まえての今後の取り組みといたしまして、小学校におきましては、学習面において基礎基本の定着を大事にするとともに、読み取る力の養成を図り、言語活動の充実を図っていくこと、また、教職員においては、授業改善のための研修の充実を図っていくとともに、落ちついた学習環境を整えていく環境づくりにも努めてまいることといたしました。

中学校においては、授業規律の確立を目指すことを目標とし、教師自らが率先してこれに取り組み、生徒たちとの信頼関係を築きながら授業形態における工夫を行っていくことといたしております。

最後に、私の抱負ということなんですけれども、まず、議員の皆様並びに関係者の御理解のもと、中学校におきましては校舎棟の大規模改修・耐震工事が本年度完了いたしました。小学校については、平成26年度をもって改築の完了を予定しており、学習環境における施設面については充実してまいりますこと、教育委員会としてお礼申し上げますとともに、御報告いたしたいと思っております。

私の抱負といたしましては、教育とは人づくりであることを基本に、学校教育の分野では、夢と希望を抱きながら自信を持って生きていく子を育てるために、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育んでいく教育を、学校、保護者、地域と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

また、社会教育の分野では、生涯学習の構築を目指し、生涯にわたる自分づくりを支援し、子どもから高齢者までが学ぶ喜び、楽しさを感じてもらえる学習機会の提供に努めてまいりたいと考えております。微力ながら全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、御支援、御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（森本修司君） 堀格君。

2 番議員（堀 格君） 教育長、ありがとうございました。

まず最初の消防の広域化の関連であります。基本的には、やはり広域化というのは全体の合理化につながります。消防力の強化になると思いますので、非常に結構だと思います。さはさりながら、総論と各論でいろいろ違うこともありますので、1つは経費負担についてちょっとお伺いしたいんですが、当然ながら広域化して大きなくりにしますと、経費は合理化されるはずでありますけれども、今回はデジタル化の投資とか、一本化することによりまして初期投資というのが出てくると思います。その辺はとりあえず負担というのが出てくるかと思いますが、もともとの一般的な消防に係る費用については、少なくとも今我々が負担しているより増えるということのないように議論を進めていただきたいと思います。その辺につきまして、どんな議論がなされているか、現段階での状況をお伺いしたいと思います。

それから、2点目の学力テストの関係であります。いろいろテスト結果を検討いただいて、問題点等御報告いただいたわけですが、それを今後できるだけ教育施策や教育実践の改善に反映していくことが大事だと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。特にその中で3つあると思うんですが、1つは先生、教師の指導力の向上に向けた研修とか施策を進めていただきたいと思います。子どもといいますか、児童生徒の全体的な学力アップからいきますと、最近の傾向では本は読まなくなってきましたので、できるだけ本を読むというような習慣を身につけるといえることが必要じゃないかと思います。それから、3つ目に、やはり家庭との連携を深めて、そして全体として向上していかないといけないと思いますので、児童生徒の生活習慣や学習習慣を向上させるよう、家庭との連携を深めていただきたいと思います。

先ほどの抱負にありましたけれども、中学での問題がいろいろ言われておりますが、教育というのは長い目で対応していかないといけないと思いますので、中学校をよくするためには、やっぱり小学校の段階からしっかり対応していくことが大事だと思いますので、慌てずにしっかりやっていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、中学校も耐震化工事できれいになりましたし、小学校も立派な校舎ができ上がると思いますので、その建物にふさわしい児童生徒に育てていただけるよう、町長さん、教育長さん以下、頑張ってもらいたいと思います。よろしくお祈りします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 消防の経費負担でございますけれども、消防は、来年、25年の9月から新しい事務組合がスタートする予定になっておりますけれども、そこまですつきましては、今まで実施しているそれぞれの消防本部の予算をそのままある程度継続しながら、新しい事務組合につきましては、構成する37市町村が同じような比率で負担していくということで、今合意になっておるところでございます。例えば川西町の場合は山辺広域事務組合の消防組合でございますけれども、これは普通交付税におきます消防費の基準財政需要額を基準としてお互いに負担している

わけでございます。それぞれ事務組合を構成されておりますけれども、山辺広域はそういう形で、新しい事務組合が完成して統合するまでは、それぞれの本部の予算をそれぞれの構成する市町村で負担していくという基本になっていこうということでございます。それを基本にしながら今後計算していくわけでございますけれども、あとの詳細な内容につきましては、担当のほうから御説明申し上げますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（森本修司君） 総務部長。

総務部長（森田政美君） それでは、現段階におきまして広域化の事務局で示されております負担金額について御説明させていただきます。

まず、職員の人件費、維持管理費を含む経常経費でございますけれども、平成25年度において現行のまま行くとしましたら、1億4,100万円程度が見込まれております。これが新一組になりますと、経常経費分が1億4,100万円と、本部の改修等々の初期経費、初動経費が要りますので、それが川西町分として245万円程度が見込まれております。これを合計いたしますと、現行の山辺のまま行きますと1億4,100万円程度、新一組になりますと1億4,400万円と、初期経費の分がちょっと上がるということになります。そのほかに車両整備、これは、車両は20年ぐらいはもつやろうということで、これを単年度で割り戻しさせていただきますと、山辺のままで行きますと390万円、新一組の場合は340万円、それからデジタル無線については、25年、26年、27年の3年間で整備する予定をしております。それと指令のほうは25年、26年の2年間で整備する予定となっております、これも単年に割り戻しさせていただきますと、山辺だけでやった場合は4,300万円、新一組でやりますと2,200万円ということになりまして、合計で、平成25年度は山辺単独で行った場合につきましては1億8,900万円、新一組に入った場合には1億7,000万円が川西町の負担になってこようかというふうに考えております。それから、すべての部門が統合される平成33年度につきましては、山辺のまま行った場合には1億3,400万円、新一組の場合は1億3,000万円で、300万円ほどですけども、経費が節減されるということになっております。

この後細かいことはいろいろあるんですけども、一番変わる部分は非常備消防ですね。消防団の事務が町に返ってきて、町で予算を組まなければならないということになっておりまして、現段階では1,500万円程度、毎年山辺に非常備消防分として拠出しておりますけども、川西町に来年の4月から戻ってきた場合の予算につきましては、現段階においては900万円程度でおさまるのかなというふうには思っております。

ただ、ちょっと一つ問題なのは、ポンプ車ですけども、第1分団につきましては昨年度に新車で納入されておるところですけども、26年度に第2分団のポンプ車を山辺で購入していただければならない。その費用については、おおむね1,500万円程度かかる予定をしております。

いずれにいたしましても、経費につきましては、非常備分の負担も含めまして軽減が図れるのではないかと。現段階において示される数字ではそういうことでございます。

以上です。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） 学力テスト等の結果につきましては、学校等でも非常に真摯に受けとめていただいております。校長先生をはじめ教職員の皆さんも授業形態の改善等について努力していきたいというような御意見もいただいております。これらを充実させていって、よりよい学習環境となるように指導のほうに努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（森本修司君） 堀格君。

2番議員（堀 格君） 消防のほうは総論的にはいいことでありますけども、あと細かいところで費用負担が増えないように、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あともう1点、新教育長、頑張ってください。

以上で終わります。

議長（森本修司君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、町長に質問いたします。

今般の質問は、将来に向けてのエネルギー源を太陽光発電など自然エネルギーの活用へと転換させていくべく、自治体として具体的な活用策の取り組みと、その促進について町長の御所見をお伺いするものであります。

脱原発を含めまして、エネルギー問題をどうするのか等々、今般の衆院選でも大きな争点の一つに挙げられておりますように、依然このエネルギー問題に対しましては、国民的にも関心が高いことを示していることは皆さん御承知のとおりであります。

このテーマでは、町長とも福島原発事故以前からもこの場で幾度となく議論を重ねてきたところでありまして、本町での具体化としましては、ただいま建設中の小学校への設置が進められているところであります。

今日、我々自治体にも問われている問題としましては、いかにその利用を促していくのかということですが、これまでの町長との議論の到達点は、主には財政的な観点で、まずは国の制度的な保障があって、それを受けての実施を見たい旨、意向を示されているところであります。住民全体への普及促進策としましては、確かにそうした側面はうかがえますが、問われている問題は、いかにエネルギー転換をなし得るのが今日の課題でありますので、その点では公共施設の有効活用も自治体自らの取り組みとしては大いに着目する必要があると感じる次第であります。それは、いわば公共施設屋根貸し太陽光発電設備設置事業とでも呼びますが、庁舎などの屋根貸し事業であります。この取り組みは、電力会社の電力買い取り制度が始まりましたことに伴い、各地で見られ始めた取り組みでありまして、新聞紙上で

も報道されておりますので、町長をはじめ皆さん御承知のとおりであります。自治体としては、所有する施設の屋根を発電会社に提供するだけのことでありまして、設備の設置やその経費負担は発電会社によるものでありますので、自治体負担を要さず、目的のエネルギー転換に資する取り組みとなるものであります。

今日的な意義でありますエネルギー転換につきましては、これまでの議論を通じてお述べのとおり、町長も重要視されていることでもありますので、こうした公共施設の有効活用によるエネルギー転換の一翼を担う取り組みは、その意に沿うものでありますし、本町が有する施設の屋根を提供することで、自然エネルギーへの電力転換策の普及と促進にも資する取り組みでありますので、改めてここに提案し、町長にその意をお伺いするものであります。

御答弁、よろしくお願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 自然エネルギーの活用の促進ということでございますけれども、昨年、平成23年の8月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が成立をいたしました。そして、今年、平成24年の7月1日からこれが施行されているわけでございます。その事業の一つとして、今おっしゃいました公共施設屋根貸し太陽光発電設備設置事業がございます。この事業は、簡単に申し上げますと、先ほど議員がおっしゃったように、町が民間の会社に公共施設の屋根を貸し、そして、民間企業は借りた屋根に自らの資金で太陽光発電設備を設置して、電力会社に売電するといったシステムであるというふうに伺っております。

町といたしましては、コストもかかりませんし、わずかではありますけれども、賃貸料の収入にもなります。そしてまた、この契約によって、災害時には発電した電気の使用も可能だということで、契約期間後も数年間は施設の使用も可能だということでございます。町といたしましては、こうしたことの導入の検討を始めてもいいというふうに考えておりまして、これからも研究してまいりたいと思っております。しかし、まだ始まったばかりの事業でございますので、業者等のパンフレットを見ますと、100キロワットの発電をするには780平方メートルの屋根が必要だということでございます。そしてまた、重量も11.7トン、12トン近くあるということから、耐震や荷重診断等の調査も必要ではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これから進めてまいりますこうした事業のことを十分注視しながら参考にして、町としても十分調査して、実施に向けて検討してまいりたい、このように思っております。

議 長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 基本的には前向きに検討していったら、利用できるものは大いに利用していきたいという話であったと思います。

もともとこの問題は、いわゆるエネルギー源をどう転換させていくのかということで町長とのやり取りを通じていろいろ議論してくる中、住民施策としてどうして

いくのかという点では、いわゆる住民が設置することに対する支援、これは財源を伴いますので、先ほど述べましたように、国等の制度があった上での町の実施になるというのが町長のこれまでの基本的な見解だったように思いますが、今の問題は、町長の意向が表明されましたように、コスト的にはそれらを伴いませんので、大いに利用促進という形になってくるかと存じます。

同時に、いわゆる発電会社によるものでありますので、民間の発電会社がある場合はそれはそうですし、同時に、いわゆる住民による市民発電会社、こういうものも公共施設の屋根貸し事業の中にはタイアップして乗せていける問題ではなかろうかと、かように考えるところであります。取り組みについてはいろいろとありますけれども、いずれにしても屋根を使うということについては、屋根がもつかもたないかという物理的な問題がクリアできたとしたら、町長はOKという見通しです。その辺、自治体の取り組みとしては、そういう民間会社があればそれでいいですし、ない場合でもそういう住民参加型の施設の活用策という点についても同時並行で検討課題として進めていくべきではないかと考えるところではありますが、その辺、町長はいかがお考えでありましょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 公共の場合はそうですけれども、いわゆる一般の民間の方でも、電気事業をされている方々が新たなそういう一般民間の空き地、あるいはまた休耕されてる土地なんかを借り上げて、そこで施設を整備していこうという計画も大分進んでいるようでございます。業者の方に聞きますと、そういう期間がある程度ありまして、その期間内にすることが一番大切だそうでございますけれども、実際に今年の7月から施行されたばかりですので、徐々にこれが広がっていくのではないかなというふうに思いますし、また、これがそういう形で広がっていくことが、自然エネルギーを活用していく住民皆さん方全体の意識の向上といえますか、そうしたことに結びついていくということで、とてもいいんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、問題は、今までの電気会社が買い取る価格よりも倍近い価格で買い取るということです。それが今度、利用する消費者に行くというか、電気代を払われる方々に跳ね返っていくということだそうでございます。その辺の波及がどうなるかなということがちょっと心配な部分があるんですけども、こうした形で皆さんが自然のエネルギーを活用しようという思いがさらに広がっていく、持っていくことは大変大切なことで、いいことだなというふうに思っております。

議 長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） そういった施設が普及していくことで意識の向上につながっていくということでは、町長も意に沿う話だと、こういうことであつたかと思えます。

確かに電気料金を支払う消費者のコスト的な問題でいいますと、町長の言われた問題が危惧されるところでありますが、これも総発電量の問題とも絡んできますし、エネルギー源全体がどうなっていくかということにも絡んできますので、全体

の動向を見なければなりません。今のお話は、いわゆる民地を借り上げて、そこで発電会社が発電設備を設置して発電をすることが普及すれば、住民の意識も向上してくるのではないかというお話であったかと思うんです。

お伺いしたのは、住民参加で市民発電所、いわゆる民間の発電会社が発電されるのは民間事業者の仕事ですから、大いにしてもらったらいと思うんですけれども、いわゆる公共施設を貸していく、事業者がある場合はそこに借りてもらったらいんですけれども、なくても、住民に発信して公共施設の屋根を使ってみんなで発電していこうという意味の発信を、役所として旗振ってそういう意識向上という取り組みについての町長のお考えはいかがでありましょか、という意味のお尋ねであります。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） それはちょっと、それぞれ電気に対するかなりの知識が必要だと思います。その辺は、これから進めていかれる電気会社のいろんな事例を見ながら検討したらいいと思うんですけれども、やはり電気にはいろいろ事情やあるいは知識が必要だと思いますので、それらを知っておられる方々とともにしていくということが大事だと思います。これからもそういう部分を含めて検討と申しますか、研究をしてまいりたいと思います。

議 長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） よろしくお願ひします。いずれにしても電気の専門知識は事業者さんに任さんとあきませんけれども、全体として、今、エネルギー問題についてはみんなが非常に関心を持って考えているときですし、原発問題でいいますと、10年後にやめるとか、20年後にやめるとか、30年後にやめるとか、期間はいろいろありますけれども、いずれにしても脱原発という方向で、政治レベルではいつまでも続けていこうというよりは、やっぱりなくさなあかんということに意識が来ています。国民全体の意識としてもそういう方向に動いていることは確かでありますから、そういう点でいえば、自治体がいわゆる旗振り役となって、住民が公共施設の屋根を使って発電機を設置するという取り組み、そういうプロジェクトを立ち上げて、そこに参加をしてもらう。技術的な問題は電気屋さんがやらんと仕方がないですけれども、そういう意味の意識向上の発信の場としての自治体の役割ということで、検討するということでしたので、加えてそういう方向から鋭意検討をお願いし、実現に向けての取り組みとなるように申し述べまして、質問とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 十分研究してまいります。

議 長（森本修司君） 1番 勝島健君。

1番議員（勝島 健君） 日ごろは、町長をはじめといたしまして職員の皆様におかれましては、町行政の執行に御尽力いただき、まことにありがとうございます。また、総選挙も重なり、お忙しいことだと思います。御苦労さまでございます。

一昨日の土曜日の午後6時半から、テレビの民放で結崎ネブカを大きく取り上げた番組が放映されまして、内容が非常に好ましいものでありました。農家や住民の方々はもちろん、農協あるいは役場の中でも協力があつたと思います。関係者の方々にここで深く感謝の意をあらわしておきたいと思ひます。

さて、質問は、活気あるまちづくりについてであります。

私は、活気あるまちづくりには住民参加が欠かせないと考えております。住民全員に行政への参加を強制するというわけにはまいりませんが、定年を迎えられた方々の中にも元気な方々はまだまだたくさんいらっしゃいまして、活気あるまちづくりのためにとお願いしましたら、十分協力は得られるのではないかと考えております。

現在、川西小学校の建てかえが進められておりまして、それが現在に至るまで多くの話し合いが持たれた結果であることはよく承知しております。しかしながら、できたものに住民が誇りを持てるものとなるためには、そこに住民の意見あるいはいい知恵といったものがより多く反映されたものである必要があるのではないのでしょうか。これからでき上がる小学校に住民の意見、知恵が反映され、川西町らしさ、あるいは独自のよさといったものが存在するものとなるのかどうか。結局はどこかで見たような普通の学校ができるんじゃないかなというふうに思つてしまいます。これまでもさまざまな事業を行うに当たって、いろいろアンケート等で住民の意向調査をされているとは思ひますけれども、多くは事業を實際に進めるための理由づけや調整のためのものであるように感じております。實際現場の役所としては、何をするにしても国や県の指針・方針から大きく外れるようなことは難しいと思ひますし、住民の意向を逐一確認しながら事業を進めるというのは面倒なことでもあります。しかしながら、今後も駅前開発を初めとするさまざまな事業で川西町をよりよいまちにしていっていただかねばなりません。

そこで、町政、すなわち町の発展の方向性をあずかる町長として、住民主体の事業の進め方をしていくつもりがあるかどうか、また、あるならば、その方針や具体的な手法についてどのようにすればよいと考えておられるか、お尋ねさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 活気あるまちづくりの進め方についてでございます。

まちづくりを進めるに当たりましては、住民の方々の意見を参考にしたり、参加していただくことが基本であるというふうに考えております。最近、行政施策がどんどん複雑化する中で、多様な住民ニーズに対応していくには、行政だけでは困難な状況にございまして、住民の方々が自ら考え、自ら行動する、そして行政との連携を図りながら協働の社会をつくっていくことが不可欠であるというふうに考えております。

本町では、今年4月から、町の社会体育の運営に当たりましては、川西町のNPO法人であります川西スポーツクラブを指定管理者に指定して運営をしてもらっ

ております。また、小学校の児童の通学につきましては、見守り隊を発足していただいて、今活動していただいております。多くの方々に参加をしていただいたことは、まことにありがたいなという思いをしているところでございます。

さて、議員がおっしゃっております住民の意見を逐一確認しながら事業を進めるといったことにつきましては、多種多様な意見の集約そのものは難しゅうございます。これまでも私が申し上げてきましたように、住民の皆さんの意見を聞かれた議員の方々、そしてまた自治会長の皆さん方、そうした方々に意見を吸い上げていただいて、それを町政に反映していくようにもしてきたところでございます。そしてまた、老人会や婦人会、そしていろんな各種団体がございます。その団体の方々がそれらの団体に属されております方々の意見を聞いていただく、そうしたことも大切だと思っておりますので、今後もそうした団体の皆さん方からも代表の方々の意見を聞かせていただいて、それを全体の形として理解しながら進めていこうと、こういうふうに思っております。

今後事業予定の結崎駅前整備計画につきましても、本町のまちづくりの根幹となる事業でありますことから、整備計画を協議していく協議会の委員に地域の住民の代表の方々なども参加してもらって進めていきたいと、こういうふうに思っておりますので、できるだけ多くの方々の意見が十分に反映されるような形を構築していきたい、こういうふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（森本修司君） 勝島健君。

1番議員（勝島 健君） 回答、どうもありがとうございました。回答にもありましたように、よいまちをつくるために、住民がどのようなまちになることを期待しているかを捉える必要があると思っております。住民の行政に対する不満の一番の原因が、大体不透明や不公平感に基づくものだというふうに私は感じております。実際、例えば先ほど申し上げました建築中の小学校の話ですけれども、そういう話に及びますと、大体どのくらいお金がかかるかとか、いつできるかぐらいの話にしかならないんですね。中身がどんなふうに決まったんやとか、どういう特色のある学校ができるかとかいうところまでなかなか話が行かないわけですね。どうしてこういうふうになってしまうかといいますと、先ほど申しましたように、なかなか意見の吸い上げというのが十分できていないんじゃないかというふうに私なんかは思ってしまうわけです。

ちょっと話は変わりますけれども、先月半ばに田原本町役場のほうで議員研修会というのがありまして、そのテーマは、一言でいうとまちづくり・まちおこしだったんですけれども、対象は観光の話だったんですけれども、いろんな例を参考に講師の先生の話聞かせていただくと、まずうまくいかない例というのが役所主導の箱物づくりだと。うまく成功させるためには、日常をどのように活用するか、住民の日常を活用することが、そういうことをやる場合、事業をうまく進めるためのキーであるというふうな話だったと思っております。

住民の望むものというのは、それぞれの人の年齢とか置かれる環境によって実

際違うわけですけれども、高齢化社会の問題でいきますと、まず若者に定住してもらわんと先がない。そのためには労働環境を確保しなければならない。そういう意味では、日常を支援することが一番大事であり、それを支援することで住民同士の交流も活発になって、活気あるまちづくりにつながるのではないか。活気あるまちづくりでまちが活発化したら、住民同士の交流があると道徳も向上するし、例えば教育上のいじめのような問題も起こりにくくなってくるんじゃないかというふうに思います。

川西町に限らず、国や自治体の財政のことはよく問題になりますけれども、そういう場合でも、どうしてもお金を使わない方法で物事を解決しようという傾向があるかと思うんですけれども、私個人的には、金を使わなければそれでええという問題とも考えてないんです。ある程度、それなりに使わないと役所主導で事業も行えませんし、問題の本質は、いかに効果的に使うかという話になってくるかと思うんですけれども、行政側がやると、どうしても法律とか規則あるいは前例という実施側の都合で自由度のないものになってしまいがちだと思います。一般企業でそういうことを考えた場合は、まず市場のニーズがどういうものであるかというのが一番先に重要視されて、その結果が評価のすべてとなるわけですから、それに照らし合わせて考えると、行政がするサービスもやっぱり同じじゃないかと。ニーズが何なのかというのを捉えることが一番重要なんじゃないかと思います。そういうことを町職員の方々にお願いすると、普段の業務でも忙しいのに、そういうことをわざわざ掘り起こしてやったかて、なかなか結果も反映しませんし、給料がそれで変わるといってもないでしょうから、評価も難しいんですけれども、実際、住民の協力とか要望を聞くことなしに行政も進まないわけですので、より住民に深くかかわることによって、住民ニーズを捉えた事業を進める、結果として職員さんも働きがいがあることになってきますし、どういうことをすれば住民が喜ぶかというのがはっきりすれば、働きやすくなると思うんです。

だから、問題を役所の中だけで進めないようにして、最初のほうにも申しましたけれども、退職された方々もまだまだ元気で、そういう方々は当然知恵もお持ちでしょうから、そういうものも活用していただいて、行政サービスに反映するように、これから来年度の予算組みもされるでしょうから、そういう部分で十分にそのための予算も確保していただいて、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 住民の意見の聴取の仕方がいろいろあると思うんですけれども、先ほど申しましたように、それぞれの団体の皆さん方の意見を集約していただくということも大切だと思います。特に今、小学校のことが話題になっておりますけれども、小学校を建設するということになりますと、まず基本的な条件があります。児童1人当たりの必要面積、そして、それらを構成するのはどういう形があるという基本が一つ必要ですので、そういう基本を理解した中でいろんな意見を言っただくのはいいんですけれども、そういう基本を横へ置いて、それぞれ自分の考えを言われたら、これは民意になりませんので。したがって、我々も小学校

を建てる時には、PTAの役員さんとか、そういう代表の方々によって、まず理解してもらってる範囲の中から新しいいろんな意見を集約していくということが、行政を進める上でまず大切だと思います。そういうところからも意見の取り方の違いが、勝島議員と実際にやってる部分と差があるかと思います。それ以外のことにつきましてもいろいろ制約がございますけれども、そういう条件をある程度理解しながらいろんな意見を出してもらい、これが大事だと思います。

それと、やはりそういうことにつかまして職員がそれぞれ説明し、説明できる力を積み重ねていかなければいけませんので、先ほど伊藤議員さんもおっしゃったように、それぞれ職員の資質の向上といいますか、スキルアップを図りながら、住民の皆さん方に説明をする力、そして、説明をして、その中からいろんな意見を聞かせてもらう、こういうことをさらに向上させていかなければいけないというふうに思っております。そういう形で、先ほども申しましたけれども、体育館で今、NPO法人の川西スポーツクラブが運営していただいております。小さい子どもさんからお年寄りの方まで参加していただいて、それぞれスポーツをしていただいておりますけれども、そのスポーツの中で人と人との交流を深めながら、そしてまた町政に対するいろんな意見を聞かしてもらい、そういうことを我々が発信しながら理解してもらい。こうして理解してもらった中でそれぞれの意見を聞かしてもらい、これが一番大切だと思います。今後ともそういう形で十分進めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（森本修司君） 勝島健君。

1番議員（勝島 健君） 町長がおっしゃっているように、意見集約は各種団体あるいは自治会の代表などから意見を聞いてるということですが、その自治会あるいは団体の活動が活発でないと、そういう意見もそこに集まってきませんので、できればそちらのほうの活動が活発になるように、行政のほうから後押しをしていただいて、意見集約がよりよいものになるように努力していただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

議長（森本修司君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、承認第10号、平成24年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第16、議案第59号、山辺広域行政事務組合の財産処分についてまでの12議案について一括上程したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町長（上田直朗君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨につかまして、承認第10号、平成24年度一般会計補正予算の専決処分について並

びに議案第49号から52号までの平成24年度一般会計、特別会計、水道事業会計補正予算及び議案第53号から59号までの条例等の改正について、一括して御説明申し上げます。

まず、日程第5、承認第10号、平成24年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてでございます。5ページをお願いいたします。

12月16日に執行されます衆議院議員選挙に係る経費でございます。

款2の総務費、項4の選挙費、目2.衆議院選挙費におきまして、投開票に係ります管理者、立会人並びに職員の人件費、ポスター掲示板設置・撤去委託に係る経費など、624万1,000円を追加し、専決により執行したものでございます。

続きまして、日程第6、議案第49号、平成24年度川西町一般会計補正予算についてでございます。9ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款2の総務費、項1の総務管理費、目3の財産管理費におきまして、住民サービスの一環といたしまして、直接担当課に電話をかけることができるダイヤルインサービスを導入する経費並びにその利用料金として58万6,000円の増額をお願いいたしております。目4の企画費におきまして、唐院小学校跡地を企業に売却するに当たり、校舎を取り壊しても給食センターの稼働に支障を来さないよう、電気設備等の切りかえを行う経費として313万6,000円の増額をお願いいたしております。次に、目9.諸費におきまして、京奈和自動車道緩衝帯の占用許可に係る設計委託料に要する経費、現在の美幸自治公民館を撤去し、整地する経費並びに新たに公民館を建設いたします土地の造成に要する経費、地域集会所建設等の補助金に要する経費といたしまして、1,430万2,000円の増額をお願いいたしております。

以上、総務費の合計といたしまして、1,845万4,000円の追加をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費におきまして、障害児通所給付並びに障害福祉サービス給付におきますサービス利用の量と種類の増加、国民健康保険税の軽減者の増加並びに介護保険事業の利用実績の増加に伴う繰出金の増加などによるもので、2,998万6,000円の増額をお願いするものでございます。目6.ぬくもりの郷管理費におきまして、空調設備老朽化に伴う改修設計に要する経費など352万8,000円の増額をお願いいたしております。

以上、民生費の合計といたしまして3,526万4,000円の追加をお願いするものでございます。

款4.衛生費におきまして、国の予防接種実施規則が改正され、不活性ポリオワクチンや4種混合ワクチンが定期予防接種として導入されることに伴いまして、町の住民健康管理システムを改修する経費として33万6,000円の追加をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

款 7. 消防費におきまして、今年度中に自主防災組織が 4 つ組織化されますことから、設立補助金として 80 万円の追加をお願いいたしております。

次に、款 8. 教育費、教育総務費におきまして、光熱水費として 41 万円の増額をお願いいたしております。項 2. 小学校費におきまして、9 月議会で御承認いただきました川西小学校の債務負担行為の平成 25 年度に実施します設計監理並びに工事等に充当する経費などにより、13 億 4,485 万 5,000 円の減額をお願いいたしております。項 5. 幼稚園費におきまして、人件費等として 156 万円の減額をお願いしております。次に、項 7. 保健体育費でございますけれども、公用車の修繕費として 49 万 2,000 円の増額をお願いいたしております。

以上、教育費の合計で 13 億 4,551 万 3,000 円の減額でございます。

6 ページをお願いいたします。歳入の部でございます。

款 13. 国庫支出金、項 1 の国庫負担金、目 1 の民生費国庫負担金につきましては、障害福祉サービス並びに障害児通所給付事業の増加に伴い、971 万 2,000 円の増額をお願いいたしております。目 2. 義務教育費国庫負担金につきましては、債務負担行為による事業費の減に伴い、1 億 5,008 万 1,000 円の減額をお願いいたしております。項 2. 国庫補助金につきましては、川西小学校改築工事の債務負担行為による平成 24 年度の事業費の減により、983 万 6,000 円の減額をお願いいたしております。

以上、国庫支出金の合計といたしまして 1 億 5,020 万 5,000 円の減額をお願いするものでございます。

款 14. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 民生費県負担金につきましては、障害福祉サービス並びに障害児通所給付事業の事業費の増に伴い、526 万 8,000 円の増額をお願いいたしております。7 ページに移っていただきまして、項 2. 県補助金、目 6. 緊急雇用創出補助金につきましては、幼稚園特別支援教育支援員事業の事業費の減額、目 7. 総務費県補助金につきましては、自主防災組織結成補助金の増額により 40 万円の増額をお願いいたしております。項 3. 委託金、目 1. 総務委託金につきましては、市町村事務処理交付金の増額によるもので、1 万 8,000 円の増額をお願いいたしております。

以上、県支出金といたしまして、410 万 5,000 円の追加をお願いするものです。

款 17. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 2 の自治振興基金繰入金につきましては、財源調整のため自治振興基金の取り崩しとして 445 万円の増額をお願いいたしております。目 3 の川西町立学校施設整備基金繰入金につきましては、学校建設に係る基金の取り崩しとして 2 億 5,000 万円の減額をお願いいたしております。項 2. 他会計繰入金につきましては、介護保険事業の増加に伴う介護保険事業勘定特別会計への繰入金といたしまして、20 万 5,000 円の増額をお願いいたしております。

以上、繰入金の合計といたしまして、2 億 4,524 万 5,000 円の減額をお願いするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

款19.諸収入につきましては、小学校改築に係る水道料金を一たん町が立てかえ払いをした料金を施工業者から徴収するもの、並びに自動車修理に要した経費が保険適用になりましたので、88万6,000円の増額をお願いするものでございます。

款20.町債につきましては、川西小学校改築工事に係るもので、財源調整のため9億20万円の減額をお願いしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ12億9,065万9,000円の減額補正をお願いするもので、これによりまして、平成24年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億4,465万1,000円となります。

次に、議案第50号、平成24年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。5ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款2の保険給付費につきましては、退職被保険者の実績見込みの増に伴い、項1の療養諸費におきまして550万円の増額、項2.高額療養費におきまして180万円の増額をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳入の部でございます。

款4.療養給付費交付金、項1.療養給付費等交付金につきましては、退職者療養給付費の増加に伴い、714万1,000円の増額をお願いするものでございます。

款9.繰入金につきましては、保険税軽減者の増加に伴い、項1の他会計繰入金において391万円の増額、項2.基金繰入金において375万1,000円の減額をお願いするものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ730万円の追加補正をお願いするものでございまして、これにより、平成24年度国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,534万円となります。

次に、議案第51号、平成24年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。7ページをお願いいたします。

3の歳出の部でございます。

款1の総務費につきましては、国の介護保険データベース導入に伴う町の認定審査システムの変更に要する経費として、246万8,000円の増額をお願いするものでございます。

款2の保険給付費、項1の介護サービス等諸費につきましては、介護サービスの利用実績が当初の見込みより増えたことにより、4,200万円の増額をお願いするもので、内訳といたしまして、目1の居宅介護サービス給付費におきまして1,500万円の増額、目3の地域密着型介護サービス給付費におきまして200万円の増額、目4.施設介護サービス給付におきまして2,300万円の増額、目8の居宅介護サービス計画給付費におきまして400万円の増額でございます。なお、目7の居宅介護住宅改修費につきましては、利用実績の減により、200万円の減額をお願いいたしております。項2.介護予防サービス等の諸費につきま

しては、利用実績の減少に伴うもので、200万円の減額をお願いいたしております。8ページに移っていただきまして、項4の高額介護サービス等費につきましては、利用実績の増によるもので、200万円の増額をお願いいたしております。項5の特定入所者介護サービス等費につきましては、利用者の減によるもので、100万円の減額をお願いいたしております。

款5.諸支出金、項1の償還金及び還付加算金につきましては、過年度において徴収した保険料に還付金が生じたので、10万円の増額をお願いするものでございます。項2.繰出金につきましては、前年度において一般会計から繰り入れました財源に余剰金が生じたため、一般会計へ繰り出す経費として20万5,000円の増額をお願いするものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ4,377万3,000円の追加補正をお願いするもので、これにより、平成24年度川西町介護保険事業勘定特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,996万8,000円となります。

次に、議案第52号、平成24年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。2ページをお願いいたします。

款1の水道事業費用、項1の営業費用、目1の原水及び浄水費につきましては、場外取水井戸電気代と県水受水費の増によるもので、350万円の増額をお願いするものでございます。配水及び給水につきましては、残留塩素計の変更改造工事などの修繕に要する経費で、256万7,000円の増額をお願いするものでございます。

以上によりまして、款1の水道事業費に643万2,000円の追加をお願いするもので、これにより、平成24年度の川西町水道事業会計の款1.水道事業費用は2億1,828万6,000円となります。

以上が平成24年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例の一部改正等、予算外議案について御説明を申し上げます。

議案第53号、川西町表彰条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりをいただきまして、これは、功労者表彰の該当者の見直しをするもので、地方自治法の規定する行政委員を該当者として明記するものでございます。

次に、議案第54号、川西町都市公園条例の一部改正についてでございます。

1枚めくっていただきまして、これは、都市公園法の一部改正により、これまで国が一律に定めていた都市公園の設置基準等を条例で定めることとされたことに伴いまして、川西町公園条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第55号、川西町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

1枚めくっていただきまして、これは、高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律の一部改正によりまして、これまで国が一律に定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準を条例で定めることとされたことに伴いまして、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第56号、財産の処分についてでございます。

これは、唐院小学校跡地を企業に売却するに当たり、公有財産の処分について審議をいただくものでございます。売却を予定しております企業は奈良日野自動車株式会社で、売却金額は5億6,000万円でございます。

次に、議案第57号、川西町道路線の認定についてでございます。

これは、9月議会で議決いただきました訴えの提起前の和解についてに基づき和解し、寄附を受けました道路について、町道として認定を行うものでございます。

次に、議案第58号、山辺広域行政事務組合理約の変更についてでございます。

1枚めくっていただきまして、これは、山辺広域行政事務組合におきます共同処理事務の内容の見直しに係る規約の変更で、広域市町村圏振興整備計画策定及び実施に関する事務並びに消防団及び消防利水に関する事務の廃止でございます。

次に、議案第59号、山辺広域行政事務組合の財産処分についてでございます。

これは、消防団及び消防利水に関する事務が移管されるに際し、山辺広域行政事務組合の財産の処分について協議書を作成するものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議 長（森本修司君） 説明は終わりましたので、ただいまより審議に入ります。

日程第5、承認第10号、川西町一般会計補正予算の専決処分について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

本件について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。

日程第6から日程第16までの11議案につきましては、14日に審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、さよう決します。

続きまして、お諮りいたします。

日程第17、発議第2号、川西町議会委員会条例の一部改正について、日程第18、発議第3号、川西町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者より提案理由の説明を求めます。

11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、今般提案の議会に係る委員会条例の一部改正について御説明申し上げます。

まず、発議第2号、川西町議会委員会条例の一部改正についてであります。

議案書を1枚めくっていただきまして、「概要」のところを御覧いただきたいと思っております。

地方自治法の改正に伴いまして、これまで自治法で規定されていたものを条例に委任するということになりましたので、委員会の設置を本町の委員会条例で取り扱うということへの変更でございます。また、条文の中身につきましては、標準町村議会委員会条例に準じて合わせようとするものであります。

次に、発議第3号、川西町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書を1枚めくっていただきまして、「概要」のところを御覧いただきたいと思っております。

こちら地方自治法の改正に伴いまして、政務調査費の名称を「政務活動費」というふうに変更することとなりましたので、文言の変更を行おうというものであります。並びに、政務活動費の用途につきまして、議長がその透明性を確保することが新たに設けられておりますので、それをつけ加えようとするものでございます。

発議第2号並びに第3号、両議案とも施行は政令の定める日からということでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、発議第2号について討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第2号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、発議第3号について討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第3号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、11日から13日は休会とし、14日午前10時より再開いたします。

(午前11時30分 散会)

平成 2 4 年川西町議会
第 4 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日

川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成24年12月14日（金）午前10時00分再開

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|----|-----------------------|-----------------|
| 第1 | 議案第49号 ～ 議案第59号 | 質疑・討論 採決 |

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより第4回定例会を再開いたします。

会議に先立ち、6番 松本史郎議員より、本日の定例会への欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

それでは、これより本日の会議を開きます。

日程第1、先日上程されました議案第49号、平成24年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第59号、川西町山辺広域行政事務組合の財産の処分についてまでの11議案について一括議題といたします。

過日、当局より提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番 堀格君。

2番議員(堀 格君) 1点ちょっとお伺いしたいと思います。

後のほうになるんですが、議案第54号、川西町都市公園条例の一部改正という点についてお尋ねしたいと思います。

議案第54号の3ページ、差しかえされた分になりますが、これの第1条の2で、いわゆるパー・ヘッドの公園の面積でありますけども、全体的には1人当たり7平方メートル、市街地におきましては4平方メートル、こういうふうに条例で定めようとしているわけであります。その次の第1条の3で、今度は公園の規模でありますけども、一方の1号、2号、3号もありまして、いわゆる街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園と、こういったそれぞれの公園の規模を定めるものであります。このうちの街区公園に該当するものが、川西町ではこれを1号といたしまして、第1条の3の(1)、これは0.15ヘクタールを標準とすると、こういうふうに定めようとしているわけであります。

もともとこの条例を制定する根拠となります都市公園法、そして都市公園法施行令におきまして、標準といえますか、技術的基準が定められてはおりますが、都市公園法施行令によりますと、いわゆるパー・ヘッドの面積は全体的には10平米、市街地におきましては7平米、こういう標準が定められているわけであります。それから、公園の規模につきましては、街区公園におきましては、川西町では今0.15ヘクタールとなっておりますが、基準では0.25ヘクタール、こういうふうになっております。それぞれ標準に対して小さくなっておるわけであります。

この辺、都市公園法3条によれば、必ずしも標準に従って条例を定めなさいとはなっておりませんから、参酌してそれぞれ条例で決めてくださいということになっていきますから、別にそれで構わないわけではありますが、基準を落とした考え方につきまして、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長(森本修司君) 町長。

町 長（上田直朗君） 担当のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願
い
します。

議 長（森本修司君） 総務部長。

総務部長（森田政美君） ただいまの川西町都市公園条例についてでございますけども、これにつきましては、御承知のとおり、国の地域主権改革一括法の改正によりまして権限移譲が行われまして、今年４月にそれぞれ条例の整備を図ったところですが、こちらについては１年間の経過措置があったということで、来年４月から施行いたしたく、今回上程させていただいたものでございます。

まず、御質問の１条の２の件でございますけれども、国の基準では、１人当たりの公園面積が１０平方メートル以上となっております。現状、川西町につきましては１人当たりの公園面積が６．８８平方メートルとなっております。市街化区域内につきましては、国の基準は５平方メートル以上、川西町の現状につきましては３．２４平方メートルということとなっております。それで、川西町といたしましても、今後大きな公園の整備という計画も現在のところございませんし、緑も豊かな田園都市でございますので、現状にちょっとプラスアルファした分ではないかということ、あくまでも現状なんです。将来的に大きな公園なんかができる場合には、また条例改正ということも含めまして、「以上」をつけさせていただいております。あくまでも現状に即した基準に基づいてさせていただいたところでございます。

それから、１条の３の街区公園につきましては、自治会内の公園と読みかえていただければ結構かと思っておりますけども、国の基準では１公園当たり０．２５ヘクタールという基準がございますけども、本町では、自治会内の公園は現在３１カ所ございます。１カ所当たりの規模で、最小では約０．０３ヘクタール、最大で約０．３ヘクタールで、１つの公園当たりの平均においては約０．１１ヘクタールが現状でございます。また、２ヘクタール以上ある街区公園につきましては、面塚公園とかフレックスパークとかもございまして、近隣にも浄化センターの公園等々もあることから、総合的に勘案させていただきまして、０．１５ヘクタールが標準的なものではないのかなということ、これでいかせていただきたいと思いますと思っております。

また、国の基準で定めるところの近隣公園とか地区公園につきましては、本町においては現在のところ計画がございませんので、国の基準を触らずにいかせていただこうかなと思っております。

それから、１条の４の公園施設の設置基準についてなんですけども、これにつきましては現在のところ公園の中にいろんな構造物等をつくる予定がございませんので、これも触らずに国の基準どおりにさせていただこうと、このように考えております。

以上です。

議 長（森本修司君） 堀格君。

２番議員（堀 格君） ありがとうございます。川西町は田んぼもたくさんあり

ますし、田園風景豊かなまちでありますから、あえて国の標準に沿わなくてもいいと私も思いますけども、一つ、今後住宅開発をしていくに当たりまして、新しく街区といいますか、まちができるとことにつきましては、少なくとも条例の基準を守れるように、開発の許可基準として運営していただけたらというふうに思います。基本的には公園をつくれれば地価に反映していくんだらうと思いますけども、できるだけいいまちをつくるためには、その辺の御指導方、よろしくお願ひします。

以上でございます。

議 長（森本修司君） ほかにありませんか。

11番芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、過日の本会議で提案のありました49号から59号までの議案のうち、49号、52号、54号、55号、56号、58号についてお尋ねをいたします。順次尋ねてまいります。

まず、49号、一般会計の補正予算ですけれども、こちらは、現在の予算の執行状況について中身をお伺ひいたします。

その点で、コミバスの稼働が試みの取り組みとして今始まっていますけれども、11月の途中から始まりまして、その間で1日平均30人ぐらいの利用というふうに聞き及んでおります。現状、利用の状況を町長自身どういうふうに御覧になっているか、その観測をお伺ひしたいと思います。

それと、もう1点、同時に利用者からいろいろと声を捕捉されていると思います。いわゆる利便向上に向けてどういうふうに有効活用させていくかというようなことから、御利用の皆さんからアンケートをいただいているということなんですけれども、今のコミバスの試しの運行に対して、利用しようと思っっているけども、なぜ利用しなかったのかという問いのところで、要するに乗ってきた人からはアンケートをとれますけれども、利用しようと思っっているけども利用できなかったとか、利用しなかったとか、利用したいけども、これこれこういうことで利用しなかったとかいうて、実際なかなかアンケートの捕捉は難しいんですけれども、その辺、どういうふうにしてそういった声を聞いていくのかということは、この試行期間の中で取り組んでいかないことには、捕捉漏れということにもなりかねませんので、その辺、利用者でない皆さんの声をいかにつかむかというのが今の抱えている課題だと思うんですけれども、その辺の必要性についてどう感じておられるか。この2点をお伺ひしたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 試行いたしまして統計をとってまいりますと、今、芝議員がおっしゃったように、1日に六、七十人乗車されているようです。延べ数になっておりますけれども、大体乗られて帰られる往復がありますので、実質的には25名から30名ほどの方が乗っておられるなというふうにつかんでおります。

バスを運行しております中で、いろいろアンケートに書いていただいているんですけれども、やはり一番多いのは、このまま続けてほしい、試験だけで終わらない

でほしいという希望がまず多うございます。それから、料金のことについてもアンケートしていただいておりますけれども、ちょっとした負担、100円程度の負担だったらいんじゃないかという意見も聞かせていただいております。それから、今おっしゃったように、乗っておられない人たちがどのくらいおられて、どういう形で乗られないのかということにつきましては、私も老人会の総会とか老人会の懇親会とか、いろいろなところに出させていただいて、そして、特に婦人層の皆さんに乗っていただいているわけですが、そうした方々の思いは誰かを伝わって私に入ってきてますので、そういう形で初日の勝島議員さんからも民意をどういうふうにつかむのかということですが、そうしたいろんな団体の方々の意見が今特に話題になっておりまして、そういう形で跳ね返るといいますか、それぞれ役場のほうに来ておりますので、まずその意見を重視というか、本当の言葉だなというふうに思って特に耳をそばだてているところでございます。

大体利用しようと思っておられる方々は利用していただいているんじゃないか、しかし、どっちかといいましたら、保田コースのほうは対象になる戸数も多いですので、非常に多いんですけれども、南吐田から下永を回るコースは、やはり対象になる戸数がぐっと少ないです。したがって人数は少ないわけですが、それぞれ会議とか、あるいはまた駅へ出て行ったり病院へ行ったりするときに使ってみて、いいなという形でだんだんと増えていくのではないかなと思うんです。今までそれぞれ便を持っておられましたから、そういう人たちはその便をまだ継続しておられますので、バスに乗っていただいて、その都合で、よかったなと思われたら、また利用していただいたらありがたいなというふうに思っております。

主として今の状態を、停車する位置とか便について、もう少し考えていく必要があるんじゃないかなと思うんです。便は、今実施しております状況と申しますか、いわゆるバス1台に1人の運転手でずっと交互にして密に動かしていただいておりますので、これ以上密にするということはちょっと難しいと思います。したがって、この範囲内で融通つけられる時間帯があったら、それをうまく融通しながら、もっと工夫して密にするようにしていきたいなというふうに思っておりますけれども、主として今把握している状況は以上のようなことではございますので、できるだけこれも延長して、この時間にこういう形で運行しているんだということ周知していただくことが一番大切だなと、こういうふうに思っております。

議長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） できるだけ継続して、そして、今使っている可能な範囲内で有効にバスを活用しながら、利便向上に向けて努めていきたいというふうな全体的な話だったかというふうに思いますし、受けとめもそのようにされているように感じました。有効活用で大いに利便向上に向けた、そういう住民生活に資する取り組みとなることは誰もが願っているところであります。

この議論を進めてくる中で、町長もよくおっしゃっていましたが、要するに、川西町自体の地の利とか利便性からいうと、自転車に乗れる方は自転車で十分移動もできますし、起伏もありませんから、交通量も主要幹線道路や県道とかの主なもの

のはありますけども、それ以外は道を通っていても、そう危ないこともなく移動もできますので、そういうことはあると思うんです。

試しの期間ですし、試し方としていろいろあると思うんですけども、要は、川西町においても、今使ってるコミバス、あるいは自分独自の移動というのがいろいろありますけども、それらの移動手段をなくしたといいますか、自転車に乗れなくなった皆さんで、実際数的には少ないと思いますけども、移動手段が必要だという皆さん、バス形式ではそこまで乗りに行くのに支障が出てるといって、そこら辺の捕捉が、今おっしゃっていた各種団体やいろんな皆さんから伺ってる中で、特にアンテナを張ってつかむ必要があるのではないかというふうに思いますし、また、地域交通として自治体に取り組むべきは、そういった移動手段が必要な皆さんのすべをどう確保するのかというところ辺の視点が大事ではないかというふうに思いますので、試しの期間はバス方式で実施していますので、同じように試しの期間で方式を変えながら、そこら辺の捕捉も含めた分野の取り組みが必要ではないかと思います。

その辺の見方と方向性について、再度お尋ねしたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 試行ということですので無料にさせてもらってるんですけども、ちょっと補助があるようですので、それを受けようと思いますと、交通対策協議会というのを立ち上げて、協議会をして、ある程度料金を徴収することが必要だそうでございますので、100円程度の料金をもらいながら、料金をもらうとなりますと、運転手に負担がかかってきますので、これも運転手さんの負担をどういうふうに考えていくかということですし、そしてまた停留所につきましても、今やっていますけども、時間の中で運用してもらっていますし、道路幅員とか、バスをとめる区域も、ほかの交通に支障を来さないところにバスをとめなければいけませんので、そうしたことも含めて総合的に見直ししながら、国の幾らかの補助でも受けられるように考えて次の段階に入っていきたいなど、こういうふうに思っております。

できるだけ続けるように、一たんやりましたので、これは続けていく必要があると思いますので、その方向で考えていきたいなど、こういうふうに思います。

議 長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 続きまして、52号、水道予算の補正についてお伺いいたします。

これは、自己水の問題で不足が生じた分、県水量の受水量が増えたということですが、いずれにしましても、水道を供給するに当たって原水をどう確保していくのかという問題が出てくると思います。今のバランスでいいますと、自己水と県水の割合が6：4で対応してるということになってまいりますけれども、県水の料金の値下げも行われていますし、その辺、原水確保と水道の安定供給に向けた取り組みのところ辺で、今後の見通しですね。現状のままそうやっていくのか、自己水確保にもっと力点を置くのか、県水のバランスを変えていくのか、その辺の見直しをお伺いしたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 今まで6：4の割合で県水を受水してたんですけども、それぞれの施設も大分古くなってきて、徐々に更新しているんですけども。そういうこともございますし、今回県のほうでも県水を値下げしていこうという方向があるようですので、それを見ながら割合を考えていきたいなど、こういうふう
に思っております。新たに井戸を掘りますと相当な費用がかかりますし、また、掘ってすぐに水が使えるかどうか、これもまた一つの大きなばくちといえますか、うまく水が出ること、そして、良質な水が出るかということが非常に難しい部分があります。県水が、最近大滝ダムもできまして、値下げに向かって相当努力をしておられるようですので、その動きを見ながら、現状を維持しながら将来的に考えていく必要があるというふうに思っております。

議 長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） いわゆる自己水を確保する、そこら辺が、生産コストからいうと、それが安くつくのか、あるいはそっちのほうコスト高になって、値下げした県水を入れていくほうが安くなっていくか、あるいは安定供給につながるかというふうな見方から見きわめたいというお話であったかというふうに思います。

生産コストが水道には一番で、これをどれだけ低く抑えるかということが料金との関係では出てくるだろうというふうに思うんです。そこで、これは本町に限りませんけれども、人口規模の小さい自治体が水道施設設備をして運営していますと、人口規模が小さいほど、やっぱり割高になりますから、その分コストが上がって水道代が高くなると、こういう宿命のような形になってしまいます。ですから、転入者でも、県内からの転入というよりは、他府県、大阪とかからの転入の皆さんは、特に料金の違いが一遍に跳ね上がった形に映りますので、料金が高いという意識をおのずとお持ちになるんですけども、そこには、今言いましたような設備関係もコスト高になる側面もあるかと思えます。その辺、今みたいに景気が厳しくなってきた、シビアな時代になってまいりますと、皆さんも公共料金の値段にしても非常に関心が高いですし、とりわけ自治体が運営している公共料金ですので、そういう点でいいますと、今町長がお話しされたような内容も含めて、やっぱり住民の皆さんにオープンにしながら、今後の方策に向けてみんなで運営していく水道という形で、情報を共有しながら中身をつくっていくということが大切ではないかと思うんです。

その辺、いつも触れてる話ですけども、議論をオープンにする意味でも、町長はそれぞれの会合でおっしゃってるという話ですけども、水道をテーマにしたような懇談会的なものでありますとか、あるいは役場の出張講座みたいな形で、水道をテーマにして、役場の意向を伝えながら住民の皆さんの意向をつかんでいく、そういうふうなオープンにした議論を、これを一つの機会として設けていってはどういうふうにも感じているところではありますが、ここら辺について、町長自身いかがお考えか。一つの方策を変えていくというのは、一定のきっかけ、きっしょになるう

かと思いますので、その辺はいかがでありましょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 水道につきましては、先ほど申しましたように、今までからも自己水と県水とのバランスをとりながら、比較的安定した形で今は運営できてますので、住民の皆さんに今改めてどうこうということでPRするというより、問題点というか、そうしたことはございませんので。これは住民の皆さん方の大きな声ではないですけれども、川西の水道の水は割とおいしいというふうに聞かされておりますし、大きな変更はないんですけれども、こういう形で運営しております。

しかし、先ほど申しましたように、県のほうが水の供給について積極的にいろいろ前向き考えていただいているようですので、それらのことも含めて、こういう形になっていきますということは、自治会長さんとか、あるいはまたそれぞれ団体の皆さん方にもお話しさせてもらってもいいかなと思いますけれども、特に今の水道について意見を聴取するほどの大きな課題といたしますか、そんなんもございませんので、そういうことが起こってまいりましたら、また皆さん方の意見を聞かせていただきたいなど、こういうふうにあります。

議 長（森本修司君） 芝和也君。

11番 議員（芝 和也君） では、続きまして54号の都市公園条例で、ただいま同僚議員から質問もあった議案についてであります。

先ほどの説明のように、条例で設置するということになりましたので、その設置に当たって、本町の公園の実態に合わせた形に基準面積を置くと、こういう話がありました。もともとあった国の基準の半分まではいきませんが、そのぐらいの基準に変更になるかと思えます。その動きですけれども、基本的にそれでいこうということだからこういう条例にしたと思うんですけれども、これ、その標準に向かって自治体として計画を立てながら整備を進めていこうという、もともとの基準に向かって進んでいこうという意味の取り組み、あるいは思惑、そういう気持ちはありませんでしたか。もう実態に合わそうということで即こうなったのか、その辺をお伺いしたいと思えます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 川西町では、以前から、子どもたち、あるいはまた高齢の方々がゲートボールがよくはやりました。あの当時に各集落に500平米以上ぐらいの土地をそれぞれ確保していただいて、町が買いまして、それぞれ地域の公園として設置をいたしました。そして、そのあたりに児童用の遊具とか、あるいはまたゲートボール場を設置して運営していただいていたんですけれども、それぞれの公園はそれぞれの自治会で運営していただくのが非常に大きな負担になってきている部分がございます、町も維持管理についてはある程度補助金を出しているんですけれども、そういう一つの基準がございますので、それに今、この数値を合わせたと思うんです。

先ほどもお話が出ていましたように、川西町は田園のまちでして、それぞれの地

域の中に神社と申しますか、鎮守の森がありまして、大きな都市で住宅ばかりというような状況ではないので、それぞれの鎮守の森、あるいはお寺とかをいろんな形の避難の場所にも使えます。そうしたことも含めて、川西町は堤防も多いですし、散歩道にも随分今も活用していただいています。これ以上の大きな広がり公園は必要がないんじゃないかなというふうに思っておりますので、今までの数値に合わせさせていただいて、ある程度基準を決めたわけです。これからは団地が開発されてまいりますと、児童が近くへ寄って遊べる、その程度の広さの公園は、それぞれ開発される場所において確保してもらえるにはしていきたいなというふうに思っているんですけども、特にこれを大きく広げるということは、今のところ必要ないんじゃないかなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 開発に伴う公園の設置は開発のほうで定められているから、業者がそれで整備といいますか、設置をして、住宅地の皆さんのところにその分が割り振られて料金についていってるという形になろうかとは思っています。町長のお話では、基本的には既存の川西町の状態からすると、公園整備を行政として取り組む必要がないという判断のもとに実態に合わせたという話であったかと思っております。

都市公園法の精神からいいますと、整備をすることによって、文章上は福祉の増進というふうな名目が使われていますけれども、そういう住民生活に寄与する取り組みとして自治体が整備をしていきなさいよと、こういう形になってきていますので、カウムの仕方といいますか、町内の各集落ごとの児童公園的な、今町長の説明のあった公園をいわゆる都市公園という形でカウムして、ここへ乗せてきてるということですが、面塚公園でありますとか、そういう意味のいわゆる公園として行政が整備をしていくというところにこの法の精神があるように私は感じています。ですから、計画的にもそういうふうな方向で、長期計画を立てるときとかでも、それらを勘案して計画に乗せていくということはあつてしかるべきだと思いますし、そういう点では、基準を幾らにするのかというのは、設定は任意というふうに伺っていますので、そういう意味では、自治体の前向きな取り組みという姿勢からいえば、既存の現状に合わすということでは、姿勢としては後退ではないかと、こういうふうに感じるところです。町長自身はそうは考えておられないようではありますが、その辺、前向きにこれから先のことに取り組んでいくためにも、もともとの従前の基準に照らしながら、町の今後の計画に生かしていくというふうなお考えはないのでしょうか。重ねてお尋ねいたします。

以上です。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 今、国の法律が決められたのは、先ほど申しましたように、住宅が密集している、いわゆる市街地あたりを対象にして基準を決めてますので、非常に大きな面積になってると思うんですけども、やはりこういう田園のまちでは、そういう必要はないのではないかなというふうに思います。

また、これから先にいろいろな要件があって、面塚公園などのような形でそうした公園を整備することが必要な場合は、これはやはり積極的にやっていく必要があると思うんですけれども、今のところ、それぞれの地域の中でそれぞれの公園が、ある程度憩いの場があって、そして、今申しましたように、面塚公園とかいう形でそれぞれありますので、これ以上積極的に増やす必要はないんじゃないか。公園と名前はつきませんが、公園に近いような散歩道もありますし、そういう形も含めて、これが必要だ、あるいはこれがあつたらいいという形が出てまいりましたら、これはやはり取り組んだら結構だと思うんですけれども、そういう形で十分あるんじゃないかという受け取り方をしております。

議 長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 続きまして、55号の川西町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準に関する条例の制定についてであります。

これは、今般新たな設置ということで、いわゆるバリアフリー化の観点から、それらの整備を進めていくということですが、話を伺っておりますと、既存の公園においても整備の必要はあるけれども、この条例を設置したことでその整備を具体的に進めていくという計画はないと、こういうふうに話は伺っています。新たに何か設備を設置するとか、トイレを設けるとか、そんなときにはこの条例に照らしてバリアフリーの観点でそういう施設・設備をつくっていくということになります。既存の公園を利用する皆さんにおいても、設備上、バリアフリーの観点からいえば整備しなければいけないのは現状でもあるわけですから、そこら辺、具体的に手がけていくということは必要だと思います。現状ではないということですが、その辺はどうお考えでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 公園法に伴って、今、バリアフリーを含めて皆さんが利用しやすい公園に整備していくという基準がまた新たに付いたように思いますので、これらにつきましては、それぞれの地域にある公園の中で、足の不自由な方あるいは車椅子の方でも入ったりできるような施設に改良していく、そうしたことは積極的に進めていったらいいと思いますので、今後はそれぞれ管理していただいている自治会の皆さん方とも相談しながら、そうしたことの整備については積極的に進めていったらいいと思います。それぞれの場所によっていろいろと違いますけどね。

今思いましたけれども、面塚公園なんかでも車椅子で入ってもらったりすることができませんし、また、あそこにはトイレがないんです。あそこは下水管を設置するコースがないものですから、してないんですけれども、あれが整備できてまいりましたら、三宅町のほうへお願いして、南のほうへ行って三宅町の下水につながしてもらわないかなのかなと思います。そういう一つの制限がございませぬけれども、それらについてもまたしたいと思っています。いずれにいたしましても、面塚公園はもう数年のうちに中央道にかかりますので、これは移動しなきゃなりませんので、それを機会にそうしたことで整備していかないといけないと思います。そ

それぞれの地域で管理していただいている公園につきましては、十分に入れる公園と、段差があって入れない公園なんかは、車椅子でも入れるように、自治会と相談させてもらって積極的に整備を進めていきたいと思えます。

議長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 町長の答弁では、既存の公園の整備は積極的に進めたいということですので、それは必要に応じてぜひお願いしたいというふうに思えます。続きまして、56号で、財産の処分についてであります。

今般、唐院小学校跡地を売却するというところで契約を結ぶわけでありましてけれども、一つは、予定価格を大きく上回った売却ということになりますけれども、その辺はどう見ておられるのか。それと、この件について住民周知はどういうふうに進めていかれるつもりか、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、もう1点、本町の実施しております立地企業の奨励金の対象になってくる企業になりますけれども、従前から議論していますように、雇用創出、地域経済の活性化に資する取り組みとしての側面をここには加味しているという話でもあります。町長も雇用に関しての、あるいは地域経済活性化についての必要性はこれまでの議論の中でお述べになっていますので、今般の企業立地に関して、その辺の観点からは町長としてはどう見ておられるのか。これら地域経済への波及という意味ではどう見ておられるのか、これについてお尋ねいたします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） まず、価格でございますけれども、唐院小学校の土地の評価と申しますか、私の記憶では坪当たり10万円という基準を持ってたんですけども、それで、4,600坪ですので、4億6,000万円程度の評価になるのではないかと。しかし、その中で、校舎がございますので、校舎をうまく活用できればいいですけども、活用できないと、やはりこぼっていかなくちゃならない。そういうことの原因も含めて3億700万円の最低の価格を表示させていただいたんですけども、こぼちの部分の引いてしたんですけども、今度落札された方が5億6,000万円という数字だったので、うちが評価している土地の価格を超えていただいたということで、非常によかったなという思いをいたしております。あとは、校舎につきましてはそれぞれ活用されるか、あるいはこぼたれるか、これは企業でしていただいたらいいんじゃないかなというふうに思っております。

2社があって、その中でこちらの日野自動車になったわけですけども、やはり全国的な堅実な経営の会社ですので、まずその辺から一番よかったのではないかなというふうに思っております。販売をし、そしてまた修理をされるということですので、これにつきましては雇用につなげてまいりませんが、その辺に入られるいろいろな業者の方々の中で雇用にもつながり、また、地域の中で調達していただく、そうしたことも広がっていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのこともまた立地される企業に要望していきたいというふうに思っております。

そういう形で出入りされ、また、多くの方々が通勤されるようになりますと、川

西町の中に住んでもいいなというふうに思われたら特にありがたいなというふうに思っております。これがやはり大きな形で広がっていくのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

議長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 町長としては、想定した、もともと評価した以上の価格がついたということで喜んでいてという話でありました。

これの取り組みの住民周知をどのように進めていくのかというのは、また次に触れていただけたらいいと思います。

雇用については、立地企業に対して一定要望もしていき、それが地域につながっていったらという話であります。多分、生産工場であそこにラインがある組み立て工場という形であれば、一定の雇用波及効果というのはあるかもわかりませんが、まあ言うてみたら車の販売屋さんですので、今の郡山のところからこちらに従業員もそのまま来られることになりまして、遠くから来る場合やったら現地調達ということもあるかもわかりませんが、会社の場所が郡山市から川西町に移る程度ですので、既存の従業員の皆さんもそのまま会社と一緒に移ってこられるということになってくるかと思っております。そういう点では、新たな地元での雇用の調達ということへはそのくらい波及はないかなと私は感じているんです。

ただ、この間の議論の中で、売却も含めて、その収益は今後まちづくりの中にも生かしていきたいと、こういうふうに町長自身もお述べですので、そういう点では、いわゆる活性化策として働く、実際川西町内でお金が循環していくような、投下したお金が地域経済に生かされるというような施策を自治体としては手がけていくことが、活性化策、雇用確保策ということにはつながっていくのではないかと思いますので、そうした取り組みについて、これからの使い方として大いに検討いただきたいというふうに思います。

周知の問題とその辺の使い方について、改めてお伺いいたします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 周知につきましては、唐院小学校区でございましたので、校区の自治会の皆さん方に決まったことを説明させていただきましたので、今後企業との間に要望と申しますか、意見が出てまいりましたので、これらについては、それらを含めながら、また企業に伝えていきたいというふうに思っております。

周知と申しますと、その地域の方々に説明することが、特に関心を持っておられますし、そしてまた、今までからずっと通われて親しみを持っておられる学校のことですので、保田地域と唐院地域の皆さん方にはそういう形で報告させていただきました。

あと、日野自動車のことですが、やはり全国的なことで、生産しておりませんので、修理に来られるか販売に来られて紹介に来られるということですので、新たな生産で人員を増やしたりするということは少ないと思います。しかし、企業はいろいろありまして、いいときはいいんですけれども、業界の活況がなく

なってまいりましたら、また縮んでしまう部分もあります。そういうことも含めて、川西町の中にもいろんな企業がございますので、やはり安定的な形で活動してもらうことが一番大切ではないかなと思います。この自動車企業は、特に景気には大きなうねりを受けない業界ですし、そしてまた全国的な大手でございますので、そういうことも含めて川西町のグレードアップには相当大きく貢献してもらえんじゃないかなと、こういうふうに思っております。

今ありました収益につきましては、唐院のあの周辺を工業ゾーンとして計画の中に入れておりますので、それらのためにできたら活用していきたいなど。例えば道路をつけたりする整備、今その計画をつくってもらっておりますので、その計画がまたできたら、その計画に合わせながら、そうした地域の経済活性化のためにまず活用していくことが一番大事だというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議 長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 最後に、58号です。これは、山辺広域消防組合から奈良県の広域消防に向けての取り組みの中で出てきている問題で、組合規約の変更ということで、58号では議案が出てきているところであります。

いずれにしても、現在川西町は山辺広域消防の中で消防業務は行っております。消防業務は絶対ですから、これが奈良県広域に行こうが、そのまま行くというのは当然そうなりますし、条件がいい悪いとかが仮にあったとしても、選択のしようのない動きといいますか、そういうことが状況としてはあると思います。早速消防団を、今までは山辺で見てた分を川西町が見ていくという形への変更の規約の改正ということでもありますけれども、一本化に向けましても、そういった問題ですとか、あるいは奈良県で一本になっても旧山辺の職員の給料分は当分は山辺で構成している自治体で見ていくとか、あるいは天理消防署を新たに建設していますけれども、この建設は現在の山辺広域の体制で見ていくとかいう形になって、一本化になりますけれども、見ていく分は見ていく分で地場でやっていくということが起こってきているというのが実情ですけれども、いずれにしても、この辺の問題を抱えたまま、離脱しようのない取り組みとして進んでいくわけですから、その辺、一本化になるまではいろいろなことが起こってくるかと思っております。そこら辺の一つの問題点といいますか、問題意識といいますか、町長自身がどう受けとめられているのかということと、いわゆる住民周知の問題、さきの9月定例会のときもその手の話をしましたし、この間の本会議のときの同僚議員からの質問でもこの広域化に向けての問題は触れてますけれども、この動きを、町長としては、事が動けばその都度伝えていきたいというふうな、9月議会の私とのやりとりではそういう話だったかと思うんですけれども、そこら辺、どうお考えか、改めてお尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 統合に向かいはいろいろな要件がございまして、特に今山辺で新しい庁舎を建てておられますので、この分を今構成している市町村

で負担せないかんのかということですが、もう既に郡山市にいたしましても、橿原市にいたしましても、桜井にしましても、それぞれ消防本部は先に庁舎を建てて、それらの事業費は全部構成している市町村で負担してきているわけですね。山辺が一番おこなっている段階ですので、そこへこういう形で統合になったので、特に負担感を感じますけれども、実際はやはりそれぞれの本部の中で新しく機器を入れたり、あるいは整備したりする費用をそれぞれ持っておられますので、これはこういう形でおさめていかないと、ほかの町村もおさまらないだろうと思いますので、これはこういう形で結構だと思います。

やはり基本的には、我々もこうして山辺広域に入っておりますので、全体の動きというのは、これからは特に電子機器関係につきましては大きな費用が要りますので、広域化をしていって、災害のときもお互いに機動力が出るように統合していく、これは一番大切なことだと私は思いますので、それは努めていかなければならないというふうに思っております。

山辺で特に新しい問題点として出ていますのが、消防団が今まで山辺広域の中にあつたやつをそれぞれ市町村で引き取っていくということなんですけれども、これは奈良県下のほとんどの消防本部は、消防団事務は全部離して、もともとから市町村におりましたので、それを同じ歩調にしようということで、今回、山辺にあります消防団をそれぞれの市町村に帰属するようにしたということでございます。これは団員の皆さんも理解していただいていると思います。

こうした流れにつきましては、一般住民の皆さんに対する実際の変革はないと思います。特に大きな災害が起こったときには、今までやったら山辺だけでしななければならなかったやつが、郡山市とか、あるいはまた橿原市の本部からも応援に来てもらって、それぞれ対応してもらえますので、かえって今までよりも機動力は増加しているということです。一般住民の皆さん方に対する大きな変革はないと思いますので、今までどおり、川西ですと山辺広域の中の磯城署の一部ですので、管理そのものはそういうことになりましたよということを、例えばこの前は自治会長さんに申させていただきましたけれども、それぞれの団体のときに、そういう状況が変わっているということを皆さん方に報告申し上げて、そういう形で周知すれば、それでいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、これからもそうした団体の皆さん方の集まりと申しますか、それぞれの支部長さんが寄られるときに、こういうふうに変わりますということで説明していきたいと思います。これも先ほど申しましたように年次計画がありまして、デジタル化をしなければならぬので、総務を一番先に25年にしますけれども、あとは29年と33年と、現場のほうは給料も統合していくとなりますと、やはりそれだけの年数をかけてやっていかないと、あとは消防署の運営の中の話ですので、そういう形で進んでいきますので、奈良県一本になっていくということは、皆さんにそういう形でお伝えしていきたいなと、こういうふうに思っております。

議長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 団体を通じて周知をしていって、それが全体に伝わるだろ

うということだったかとは思いますが、実際、町長がおっしゃるように、消防行政サービスそのものが大きな変革を来すということではないでしょうから、「制度がこう変わらんねん」みたいな話にはならないと思います。ただ、動きとしては、実際事が起こってるわけでありますので、そういう点では、ここは議会ですから、議会で話したことはそのまま住民の皆さんに伝えているのと同じことですので、そういう意味では、今町長がおっしゃったように、こういう動きになって、こういうふうに動いていきます、こうなりますという話はしていても別に支障は全然ないと思いますので、そういう点で、きちんと動きをその都度伝えていく、メリットがあるからいいとか、デメリットがあるから困るとかいう話ではなくて、こういう動きが起こっているということをきちんと伝えていくということは必要だと思いますので、その辺は周知に努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、今般提出の議案第49号、平成24年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第59号、山辺広域行政事務組合の財産処分についてまでの予算案4本、条例案3本、財産処分2本、道路線の認定、規約の変更それぞれ1本ずつの11議案に対する討論を行います。

態度表明は、54号の川西町都市公園条例の一部改正については反対、あとの10議案については、いずれも賛成するものであります。

まず、反対議案の54号の都市公園条例についてであります。今般の改定は、議案にありますように、都市公園法が一部改められたことにより、これまで国の法律により一律に定められていた都市公園の設置基準等を市町村の条例でそれぞれ定めることとされたことに伴う措置でありまして、変更されました設置基準等の町条例を置くことについては全く異議を挟むつもりはありません。問題は、条例に規定する都市公園敷地の標準面積を従前よりもおおむね半分程度に引き下げていることにあります。状況を見ますならば、条例を置くに当たり、条例上の数字を実態に合わせる格好で調整し、標準とする面積と実際の公園面積との整合性を図った格好でありまして、これはこれで、先ほどお述べのように町長なりの一定の判断をなさったことと存じますが、ならば、従前の基準に対する行政の視点はどうかであったかという問題が一方では起こってくるものと心得ます。法整備に当たり、条例に根拠を置いてこれからの事務に当たるわけですから、本法が目的とするところの「公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資する」とする位置づけからして、その整備こそが求められている問題であり、そこに重きを置いた視点に立って事務の執行に当たられんことを求めると同時に、自

治体に求められている使命ではないかと心得る次第であります。全く新たに設置をするならばまだしも、従前からの措置の変更であるわけですから、実態を条例に合わせるのか、条例を実態に合わせるのかという点で見れば、前者が至極当然の自治体として取り組むべき姿と心得ます。よって、本議案については、公園の標準面積等、基準となる数値については従前どおりとすることとし、変更する必要性のないことを申し述べ、態度としては反対するものであります。

続きまして、賛成議案についてであります。

まず、49号から52号までの4本の予算につきましては、一般会計並びに特別会計のいずれも必要に応じた所要の補正でありますので、全て賛成するものであります。まず、試みの取り組みのコミバスについては、議論も交わしましたように、取り組む側の視点の持ち方としては、利用の多い少ないに限らず、移動手段を必要とされる方のすべをどう確保するのかという問題が、本町の置かれている立地条件や地の利からしておのずと課せられる問題と認識をしているところであります。今後の本町としての地域交通対策上の課題ではないかと存じます。この点、鋭意検討・研究なされんことを重ねて求めておくものであります。

それから、水道についても、若干議論を交わしましたように、今後を見据えた一定の方向性をどう置くのかということが問われてくる時期にかかりつつあるようですので、これを一つの機会として、町長は役場理事者の皆さんと住民の皆さんとの懇談会的な場を設けて、意見の交換と集約を通じて、ともに方向性を絞り込んでいくような取り組みを手がけること、テーマを水道に絞ってする必要はないというのが町長の先ほどの意見でありましたが、いずれにしても、ざっくばらんな懇談の持てる場、これが必要ではないかと考える次第でありますので、そうした取り組みを手がけることを改めて申し述べる次第であります。

次に、53号と55号の条例案2本についてであります。

53号の表彰条例の一部改正は、功労者表彰の該当基準の明確化でありまして、必要な整備と判断するものであります。

55号の川西町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定につきましては、法改正に伴い、今後新たに設置されるものでありまして、本条例の趣旨にのっとり、大いに住民生活に資するよう、その威力が発揮されることを望むところであります。条例に対する態度表明は賛成でありますし、また、議論を交わしましたように、既存の公園に対しての手だては、その用意は現時点ではないというのが事前に伺っていた話であります。きょうのお話では、必要に応じた整備は進めていくということでありまして、バリアフリー化に関して大いに開いていくことが問われてくる問題でありますから、これは今後の施設の新設については当然のこととして、既存施設の整備についても町長お述べのとおり、順次計画性を持って実施に踏み切れんことを申し添えるものであります。

次に、56号の財産処分についてであります。

今般の議決を経て契約の成立を見ることとなるわけですが、地域経済をいかに

活性化させていくかが今日的に問われている問題であることは、この間の町長との議論を通じ、御自身もその必要性並びに重要性についてはお述べのとおりでありますので、この観点で見ますならば、その中心をなします新たな雇用の創出という点では、今般の誘致に関しては大きな効果は期待できないのではないかと私は感じているところであります。とはいうものの、この売却益を今後のまちづくりに投入する旨の意向をこれまでも明らかにされておりますし、先ほどの答弁でもそうした方向で使っていくということでありますので、今後はそっちの方向で有効活用されんことを、この点でも改めて求めておく次第であります。本町の場合、行政規模が県内でも小さいほうでありますので、地域経済の活性化策には役場の取り組みとしては苦勞の要るところであります。そこは行政当局も、また住民の皆さんも、そして我々議員もみんなで知恵を出し合う中で見出すことが大切でありますので、先ほど水道補正のところでは全体との懇談会的な取り組みに触れましたけれども、いつも申し入れる話でありますが、住民の皆さんと町長らとのそういう懇談会的な意見交換ができるような場というのは、やはり機会としてあっておかしくないと考えますので、そうした機会を設けることをこの点でも重ねて申し述べておくものであります。

57号の道路認定は、所要の手續を図ろうとするものであり、特に意見はありません。

58号と59号の山辺広域行政事務組合の規約の変更と財産処分については、今後の消防の広域化に向けた流れの一環で、必要な整備として挙げられているのでありまして、本町としては山辺広域から奈良県広域へ消防行政を移しかえていく渦中にありますので、必要な整備をしなければなりませんから、議案に対しては反対する理由は何もありませんし、そのつもりもありませんが、本町としては、選択のしようのない問題を迫られていることにはほかなりませんので、そういう点では、住民の皆さんへの周知には、メリット・デメリットの比較から、メリットがあるからよいとか、ないからだめではなくて、消防行政の必要性は絶対ですから、現在起こっている流れを、その都度つかんだ情報を正確に流して、事の流れと住民の皆さんが保有する情報を一致させる観点できちんとお示しするということが、自治体として貫くべき姿勢と心得ます。一定議論も交わしましたが、この点に留意されんことを再度改めて申し添えるものであります。

以上、議案第49号、平成24年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第59号、山辺広域行政事務組合の財産処分についてまでの反対1議案、賛成10議案、都合11議案の討論を終わります。

議長（森本修司君） 2番 堀格君。

2番議員（堀格君） 一部反対討論がありましたので、今般提案されました議案第49号から議案第59号までの各議案につきまして、賛成する立場で若干の意見を申し上げたいと思います。

まず、補正予算の関連であります。この中で、介護保険事業勘定特別会計につきまして、介護給付の関係が増加しているわけでありまして、来年度の予算と

も絡みますので、増加の中身につきましてもう少し分析を進めておいていただきたいというふうに思います。

それから、水道事業会計につきまして、県水と自己水のバランスをとるのは非常に難しい問題でありますけれども、これは一つの事業形態でありますから、専門的な観点が必要だと思っておりますので、そういったものを進めていくのに本当に住民参加で議論していいのかどうかということについては、当然慎重な判断が必要ではないかというふうに思います。

それから、表彰条例につきましては、特に問題はございません。

それから、都市公園条例の関連でありますけれども、私は先ほど申し上げましたように賛成の立場であります。先ほどの中で、近隣公園にトイレその他の設備の話が議論として出ておりましたけれども、我々民間出身の人間になりますと、施設をつくるということは、必ずそのメンテナンスとメンテナンスに伴うランニングフィーという観点がすぐ出てくるわけです。したがって、そういうものは本当に必要なところに設けるという観点で、十分考えて対応していただきたいというふうに思います。

それから、唐院小学校の跡地の売却につきましては、幸いにしまして大手への売却ということになりました。まことに結構なことだと思います。関係者の御尽力に感謝申し上げたいと思います。計画を立てておられるのでありますけれども、願わくは、できるだけ早い段階で面積を広げて正規の工業団地として認められるように。買ってから開発委員会の許可が要るというようなことは、今回は幸い買ってくれましたけれども、企業の立場からいうと、なかなかそう時間的な余裕というのはないのが通常であります。できるだけ早い段階で正規の工業団地に格上げしていただくよう、御尽力をお願いしたいと思います。

それから、山辺広域行政事務組合の関連でありますけれども、今議会で町長から広域化につきまして回答がありました。私どももそういったものをベースにして住民への周知に当たってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

1 番勝島健君。

1 番議員（勝島 健君） 端的に、堀議員と同じく、全議案に対して賛成の立場で、一言だけ、議案第 5 4 号、都市公園条例についての意見を述べさせていただきます。

先ほどの議員からの質問に対する町長の答弁にもありましたように、川西町というのは、鎮守さん、いわゆるお宮さんというのをたくさん持っているんですね。大体地元の方の負担で運営されていることが多い。掃除や管理等も含めまして。ほとんど地元の交流の場所となっていることが多いと思いますので、これを公園と同様に含めると、やはり余り公園を大きくし過ぎますと、住民の負担が大きくなりますので、現状に合わせた改正は妥当だと私は思います。

公園に対して自治会にそれぞれ補助金が出てると思いますが、できます

れば、住民の交流の場所でもあります、そういうお宮さんという場所の運営にもぜひとも補助を出していただけるように考えていただければと思います。

意見はこれだけです。どうぞよろしくお願いします。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第49号から議案第53号までの5議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第54号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第55号から議案第59号までの5議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言御礼申し上げます。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

また、町長を初め執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただき、その御苦勞に対して厚く御礼を申し上げます。成立を見た各議案につきましても、執行に当たりましては適切なる運用をもって進められ、町政の発展のため一層の努力をいたされんことをお願い申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様にはくれぐれも御自愛くださいませ、無事越年され、御多幸な新春を迎えられますよう心よりお祈りいたしますとともに、公人として節度をもって行動されんことを願ひまして、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町 長（上田直朗君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

提出いたしました各議案につきましては、慎重に御審議を賜りまして、全議案を

議決いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

審議を通じまして議員各位から賜りました御意見や御指摘を今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。大変厳しい財政状況が続いておりますが、健全な財政運営を基本として、今後も川西町の発展のために努めてまいり所存でございますので、議員皆様方におかれましても、町政の進展になお一層の御理解と御協力をいただき、御指導賜りますことをお願い申し上げます。

今年も余すところ2週間余りとなりました。年末に向かいまして寒さも加わってまいります。議員各位におかれましては、どうか健康に御留意をいただきまして、御健勝でよい新年を迎えられますことを御祈念申し上げまして、御礼にかえさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

議長（森本修司君） これをもちまして、平成24年川西町議会第4回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時12分 閉会）

(議決の結果)

| 議案番号 | 件名 | 議決月日 | 審議結果 |
|----------|--|-----------|------|
| 承認第 10 号 | 平成 24 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について | 12 月 10 日 | 原案承認 |
| 議案第 49 号 | 平成 24 年度川西町一般会計補正予算について | 12 月 14 日 | 原案可決 |
| 議案第 50 号 | 平成 24 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について | 12 月 14 日 | 原案可決 |
| 議案第 51 号 | 平成 24 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について | 12 月 14 日 | 原案可決 |
| 議案第 52 号 | 平成 24 年度川西町水道事業会計補正予算について | 12 月 14 日 | 原案可決 |
| 議案第 53 号 | 川西町表彰条例の一部改正について | 12 月 14 日 | 原案可決 |
| 議案第 54 号 | 川西町都市公園条例の一部改正について | 12 月 14 日 | 原案可決 |
| 議案第 55 号 | 川西町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について | 12 月 14 日 | 原案可決 |
| 議案第 56 号 | 財産の処分について | 12 月 14 日 | 原案可決 |
| 議案第 57 号 | 川西町道路線の認定について | 12 月 14 日 | 原案可決 |
| 議案第 58 号 | 山辺広域行政事務組合規約の変更について | 12 月 14 日 | 原案可決 |
| 議案第 59 号 | 山辺広域行政事務組合の財産処分について | 12 月 14 日 | 原案可決 |
| 発議第 2 号 | 川西町議会委員会条例の一部改正について | 12 月 10 日 | 原案可決 |
| 発議第 3 号 | 川西町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について | 12 月 10 日 | 原案可決 |

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年12月14日

川西町議会

議 長

署名議員

署名議員